

消費者基本計画工程表の素案公表以降の修正状況

平成 30 年 5 月
消費者庁消費者政策課

【 I 平成 30 年 3 月 30 日付けの消費者委員会の御意見への対応関係】

第 1 全体的な事項関係

(1) K P I の見直しについて

K P I については、必ずしも既に設けているものを削除するには及ばないと考えられることから、今回においては、できるだけ、K P I の追加に向けて調整を進め、後記する分野の関係以外では、以下のような箇所、K P I の修正を実施。

- ・ 1 (1) ① 《1 頁》
- ・ 3 (1) ⑥ 《6 8 頁》
- ・ 3 (2) ⑦ 《7 6 頁》
- ・ 4 (2) ② 《1 2 5 頁》
- ・ 6 (2) ⑤ 《2 0 8 頁》

※ なお、素案作成の段階でも、以下のような箇所、K P I の修正を行っていたところ。

- ・ 1 (4) ⑦ 《3 3 頁》
- ・ 4 (1) ③ 《1 2 2 頁》
- ・ 4 (3) ③ 《1 5 2 頁》
- ・ 4 (5) ② 《1 6 4 頁》

(2) 工程表の図について

後記する分野の関係を別とすれば、以下の項目において、工程表の図の細分化を実施したところ。

- ・ 2 (3) ① 《5 7 頁》
- ・ 3 (1) ④ 《6 6 頁》
- ・ 3 (2) ⑯ 《8 4 頁》
- ・ 3 (5) ① 《1 1 8 頁》
- ・ 4 (2) ⑧ 《1 3 1 頁》
- ・ 4 (2) ⑩ 《1 3 2 頁》
- ・ 4 (4) ② 《1 5 7 頁》
- ・ 5 (1) ⑪ 《1 7 7 頁》
- ・ 5 (1) ⑫ 《1 7 8 頁》

第 2 工程表への反映が必要な事項関係

1 成年年齢引下げ対応について

ご指摘を踏まえ、以下のとおり内容の充実を図ったところ。

なお、平成 3 2 年度に全ての都道府県の全高校等で高校生向け消費者教育教材を用いた授業を行うことを目標として明示するなど、これらに関連する K P I の整理や帯表の整理も実施したところ。

- 5(1)⑬《工程表の図：179頁》として「成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催」の枠を新設。当該枠においては、今後の民法の成年年齢引下げを見据え、そのための環境整備に関し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進するための「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の開催と、その主要な取扱い事項（若年層に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組の推進、国民への浸透度等の調査を行い、効果的な広報・周知等を検討 など）の推進を明示。
- 4(2)④、⑥及び⑦の本文及び実績部分《138頁以下》において、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、各種施策を推進すること、具体的には、例えば、
 - ・ 高校生向け消費者教育教材の効果的な活用のため、平成29年度に実施した試行の検証を行うとともに、全国での活用を推進すること
 - ・ 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を改訂し、関係者へ周知・啓発を行うこと
 - ・ 「消費者教育推進会議若年者の消費者教育分科会」において教員養成や教員研修における消費者教育の推進について検討を行い、平成30年6月頃を目途に取りまとめること等
 - ・ 学校と地域の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進すること
 について明示。
- 3(1)②《工程表の図：65頁》に、消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書（平成29年1月）において、成年年齢が引き下げられるまでに、訪問販売及び連鎖販売取引において若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象として明確化することとされていることを踏まえ、「特定商取引法施行規則の改正及び改正内容の周知」について明示。

2 地方消費者行政への支援について

当該分野については、素案の段階で既に方向性を示していたところであり、大枠としては、

- 地方消費者行政の充実に向けては、消費生活相談体制の充実・強化等に向けた地方消費者行政の取組を支援するため、消費者庁設立以降、地方消費者行政推進交付金を措置してきたところ。

平成30年度以降においては、新たに地方消費者行政強化交付金を措置し、新

たに国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援するとともに、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業について引き続き支援を行うこととしているところ。

- また、当該交付金による支援を実施することにあわせて、一般財源に裏付けられた消費者行政予算を確保するための地方公共団体への働きかけを実施。

することとしているところである。

なお、交付金に関する具体的な運用に当たっては、事業メニューの増強等に関する運用が適切に行えるよう、6（2）①《206頁》において、「(ハ) 国が指定する研修への参加状況」、「(ニ) 毎年度の社会経済情勢の変化に応じた事業メニュー」のKPIを新規に設け、地域の実情等を把握しながら進めることとしているところである。

3 適格消費者団体等への支援について

消費者基本計画工程表に記載しているとおり、昨年成立した「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」の国会審議を踏まえて、今後も、適格消費者団体等に対する支援に取り組むこととしているところである。

なお、関連して、5（1）①の本文《180頁》において、「消費者裁判手続特例法について、制度の周知・広報と併せて、制度の担い手となる特定適格消費者団体及び同団体の前提となる適格消費者団体の設立促進並びに適正な認定及び監督を行う。」と加筆をしたところである。

4 事故情報の収集、注意喚起等について

昨年8月の「事故情報の更なる活用に向けた提言」にある、把握が困難と考えられる事故情報を医療機関ネットワークを通じて収集すること、SNS上の事故情報を試行的に収集することとともに、SNS、動画を活用した注意喚起を関係行政機関等と連携しつつ、引き続き行ってまいりたい。

第3 次期基本計画に向けた課題関係

(1) AI等について

ご指摘も参考に、今回の工程表改定の段階で、冒頭部分のⅡに一定の追記をしたところである。

(2) SDGsの関係について

ご指摘を踏まえ、前回の改定と同様、今回の改定においても、SDGsに関連する事項に一覧性を持たせる巻末の図を作成したところである。

【Ⅱ その他の主な加筆修正事項関係】

- 1 1 (2) ① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等《20頁～21頁》
実績部分において、事故情報の提供媒体の拡大状況を明示。
- 2 1 (3) ③ 国民生活センターにおける商品テストの実施《27頁》
実績部分において、「消費者行政新未来創造オフィス」での商品テストの状況を明示。
- 3 1 (4) ⑤ 輸入食品の安全性の確保《40頁～41頁》
実績部分において、輸入食品の安全性確保の外交面での対応状況を明示。
- 4 1 (4) ⑧ 中小規模層の食品製造事業者のHACCP導入の促進
《42頁～43頁》
本文及び実績部分において、食品衛生法等の一部改正案を第196回国会へ提出したことについて明示。
- 5 2 (3) ① 新たな食品表示制度の円滑な施行等《61頁～62頁》
本文において、遺伝子組換え表示制度の検討の進捗状況を反映するとともに、実績部分において、特定保健用食品等の買上調査の状況等を明示。
- 6 2 (3) ② 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化《62頁～63頁》
実績部分において、景品表示法等に関する紹介用冊子の活用などの状況を明示。
- 7 3 (1) ② 特定商取引法の見直し《69頁》
実績部分において、特定商取引法の逐条解説の更新を行ったことについて明示。
- 8 3 (1) ③ 特定商取引法の適用除外とされている消費者保護関連法の必要な執行体制強化及び制度改正《69頁～70頁》
本文において、各法令の運用状況を分かりやすくし、消費者向けの便宜を図る観点から改善可能な事項を検討することについて明示。
- 9 3 (1) ④ 消費者契約法の見直し《70頁》
本文及び実績部分において、消費者契約法の一部改正案を第196回国会へ提出したこと等について明示。
- 10 3 (2) ⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者についての対応《93頁～95頁》
実績部分において、平成30年1月に発生した仮想通貨交換業者（みなし事業者）における仮想通貨の不正流出事案を踏まえた対応等について明示。

- 11 3(2)⑬ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護《97頁～98頁》
本文及び実績部分において、平成30年3月に、サブリース契約を検討している者及びサブリース住宅に入居する者に対する注意喚起を実施したことについて明示。
- 12 3(2)⑮ 高齢者住まいにおける消費者保護《99頁》
実績部分において、有料老人ホームの設置運営標準指導指針の改定について明示。
- 13 3(5)① J I S規格等の国内・国際標準化施策の実施《119頁》
本文及び実績部分において、J I S法の改正案を第196回国会へ提出したことについて明示。
- 14 4(2)③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等《138頁》
本文及び実績部分において、平成30年3月の基本方針の変更に伴う修正を実施。
- 15 4(2)⑩ エシカル消費の普及啓発《144頁～145頁》
実績部分において、「消費者行政新未来創造オフィス」での取組状況等を明示。
- 16 4(5)④ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進《170頁》
本文及び実績部分において、「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の公表等について明示。
- 17 5(1)⑫ 生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進《185頁》
実績部分において、生活困窮者自立支援制度の見直しに関する法案を第196回国会へ提出したことについて明示。
- 18 5(2)③ パーソナルデータの利活用に関する制度改正《190頁》
実績部分において、個人情報保護法の啓発強化の継続的な取組状況について明示。
- 19 5(3)② 在留外国人の相談に対する体制の強化《195頁～196頁》
実績部分において、国民生活センターとJ N T Oの連携による中国人旅行者向けの注意喚起の実施について明示。
- 20 6(1)⑤ 国民生活センターによる消費生活センター等への相談支援機能強化《204頁》
実績部分において、「ジャパンライフ専用ダイヤル」を実施したことについて明示。

(備考) 本資料においては、工程表の頁数を見え消し版に基づいて記載している。